

三股町内で届出の対象となる行為

以下のいずれかに該当する行為を行う場合には、町長への届出を必要とします。

| 種別 | 届出対象行為 | 規模 |
|-----------------|--------------------------------|--|
| 建築物 ※1 | 新築、増築、改築、 移転 | 高さ 10m以上または延床面積 500 m ² 以上 |
| | 外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更 | 前記の規模で外観を変更することとなる見付面積（※2）の合計が全体の 1/2 以上となるもの |
| 工作物 ※1 | 新築、増築、改築、 移転 | ○塔状工作物 高さ 10m以上（電柱類を除く） ○垣、柵、塀、擁壁等 |
| | 外観を変更する修繕、模様替え、色彩変更 | 高さ 2m以上のもの（柵や擁壁が複合している場合は合計の高さ） ○太陽光発電施設等※3 太陽電池モジュールの合計が 500 m ² 以上のもの |
| 開発行為 | 都市計画法第 4 条 第 12 条項に規定する開発行為 | 開発面積が 1,000 m ² 以上のもの |
| 土地の形質の変更 | 土地の開墾及びその土地の形状の変更 | 行為に係る土地の面積の合計が 500 m ² 以上のもの ※農林業を営むためのもの（土地の開墾、水面埋立、宅地造成を除く）、土地改良法による土地改良事業は対象外 |
| 木竹の伐採 | | 伐採面積 1,000 m ² 以上のもので、伐採後に林地の開発を行うもの。天然更新・植林を行うものは対象外 |
| 土砂の採取・ 鉱物の採掘 | | 行為に係る土地の面積の合計が 500 m ² 以上のもの |

※1 以下の場合には除外行為とします。

- ・仮設の建築物の建築など
- ・災害・事故・火災などにより施設が損壊した場合における緊急的な機能回復または維持に必要な工作物の新設、増設、改築または移転
- ・地下に設けるもの

※2 見付面積

風を受ける建物の面積のこと。

※3 太陽光発電施設等とは、以下のものとします。

「太陽電池モジュール」

複数の太陽電池セルを所定の出力が得られるように電氣的に接続したものを長期間の使用に耐えられるようガラスや樹脂を用いて封止し、機械的強度を確保するとともに、固定設置するための枠等を取り付けたもの

「パワーコンディショナ」

太陽電池からの直流電力を一般の電気器具で使用可能な交流電力に変換するとともに、商用系統との連係運転や自動運転に必要な各種保護・制御機能を備えたもの

「架台」

太陽電池モジュールを屋根や地面に固定するために用いる構造体